

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	総務企画部東陽支所地域振興課
評 価 対 象 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日

Ⅰ 指定概要

施 設 概 要	名 称	八代市農林産物等直売施設「菜摘館」
	所 在 地	八代市東陽町南 1 0 5 1 番地 1
	設置目的	住民及び都市住民等の利用に供することにより、地域住民の福祉の増進、農林家の所得の増大及び都市住民との交流を促進することを目的としている。
指定管理者	名 称	株式会社東陽地区ふるさと公社
	所 在 地	八代市東陽町南 1 0 5 1 番地 1
指定管理業務の内容		(1) 「菜摘館」の利用許可に関する業務 (2) 「菜摘館」の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、「菜摘館」の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
指 定 期 間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日 3年

Ⅱ 利用状況

	令和5年度 (評価対象期間の最終年度)	令和4年度 (評価対象期間の初年度)	増減 ※評価対象期間の最終年度 と初年度との比較
開 館 日 数	362	359	3
施 設 利 用 者 数	127324	128148	▲ 824
施 設 稼 働 率	98.9	98.4	1
事 業 参 加 者 数			0

Ⅲ 収支状況（評価対象期間全体）※最終年度は入れない。（単位：千円）

	予 算	決 算	効 果 額	備 考
収 入	322,200	290,705	-31,495	
指定管理料			0	
利用料金	322,200	287,836	-34,364	
その他（委託料）		2,869	2,869	
支 出	287,545	263,467	24,078	
人件費	21,980	18,422	3,558	
修繕費	0	27	-27	
備品購入費			0	
光熱水費	4,070	3,820	250	
その他（委託料）	261,495	241,198	20,297	
収 支	34,655	27,238	-7,417	

Ⅳ 評価結果

評価項目及び評価のポイント		配点	評価 レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み		40		28
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み		20	4	16
①利用者に配慮した開館時間、休館日の運用が図られたか				
②各種取組みは利用者数増に繋がったか				
③自主事業は提案どおりに実施されていたか				
④施設、事業等の広報・周知は十分であったか				
⑤サービス向上のための自主的な取組は図られたか				
(2) 利用者満足度		20	3	12
①利用者アンケート等の結果、利用者の満足度は、得られているか				
②市民・利用者の意見・ニーズ等を把握し、それらを反映した取組みは、なされていたか				
③市民・利用者からの苦情に対する対応は、十分であったか				
④利用者がサービスを受けるに当たって 役立つ情報の発信はされていたか				
[評価の理由]				
(1)随時ホームページやフェイスブックを更新し、休館日や自主イベント等の情報を発信した。				
(2)生産者出荷協会と連携し、毎月の品目別の売上を分析し、利用者のニーズに対応した取組みを行った。				
		20		14
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み		10	3	6
①経費節減のための十分な取組みがなされ、その効果があったか				
②清掃、警備等を委託した場合、適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされていたか				
③適正な会計処理を行うための会計処理規程を作成し、誤り・不正がないよう適正に経費の執行はされていたか				
(2) 収入の増加		10	4	8
①各種取組により収益の改善は、図られたか				
[評価の理由]				
(1)毎月、運営状況を把握し、効率的な施設管理により光熱費や燃料費などの抑制に取り組み経費節減に努めた。人員配置やシフトの工夫行うことでも経費節減に取り組んだ。				
(2)各種イベントの開催など収入の増加に取り組んだ。				
3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み		20		16
(1) 施設管理手法及び維持管理体制		10	4	8
①施設管理に係る人員は、管理業務が確実に履行できる配置であったか				
②業務処理マニュアルに基づいた業務研修の実施等、職員の指導育成・研修は、十分講じられていたか				
③施設・設備及び備品の管理は、点検や修繕等を行う等、適切な措置が行われていたか				
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など		10	4	8
①一部の利用者に偏ることなく公平な利用を図り、公平でより多くの利用を前提とした利用調整は行われたか				
②防火管理者の配置や緊急時対応マニュアル作成等、防災等の対応体制は、十分であったか				
③個人情報保護に係る取扱いマニュアルは作成されたか、また、それに基づいた情報管理はされていたか				
[評価の理由]				
(1)シフトの見直し等により、適切な人員配置に努めた。				
(2)施設の清掃、備品の管理を適切に行った。				

4	その他の取組み	20		16
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み	10	4	8
	①地域団体等と連携した魅力あるイベントの開催はあったか			
	(2) 地域雇用への配慮	10	4	8
	①市民採用や地元業者への委託は、実現されていたか			
	[評価の理由]			
	(1) しょうが祭や東陽ふれあい夏まつり、ライダーズミーティングなど行政や地域団体等と協力してイベントを開催した。 (2) すべての従業員が地域採用（八代市・氷川町）であり、業務管理の委託先についても地元業者への委託に努めた。			
	合 計	100		74

【総合評価結果】

合計得点	74	評価ランク	C
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 ↑ い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%		目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%		目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%	↓	目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル（乗率）}$$

【総括評価】

- A：総合評価の結果、特に優れていると認められる
(合計得点が90点以上)
- B：総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上90点未満)
- C：総合評価の結果、適性であると認められる
(合計得点が60点以上80点未満)
- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が20点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

- A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。
- B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。
- C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
- D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。
- E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。

※複数の施設について、一括して指定管理者を公募する場合は、各施設の「指定管理者の管理運営に関する総括評価表」総合評価結果の合計得点の平均点により評価ランク（A～E）を決定する。